有価証券関係情報

●有価証券関係

●満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	2019年9月30日			2020年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	-	-	-	-	-	-
関連会社株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2019年9月30日	2020年9月30日
子会社株式	10,091	10,091
関連会社株式	103	103
合計	10,194	10,194

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

			2019年9月30日			2020年9月30日		
			中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		780,525	150,671	629,853	964,339	147,119	817,219
	債券		1,729,600	1,706,793	22,807	1,180,891	1,169,385	11,506
		国債	409,923	400,407	9,516	256,596	251,972	4,624
		地方債	624,189	616,925	7,264	497,831	493,555	4,275
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	695,487	689,460	6,026	426,464	423,857	2,606
	その他		234,635	209,243	25,391	228,466	202,737	25,729
		外国債券	161,467	147,919	13,548	164,805	141,687	23,117
		その他	73,167	61,324	11,842	63,661	61,049	2,611
	小計		2,744,761	2,066,708	678,052	2,373,698	1,519,242	854,455
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		11,997	15,266	△3,268	12,268	15,670	△3,401
	債券		70,091	70,283	△192	486,438	489,444	△3,006
		国債	6,490	6,517	△27	76,446	78,313	△1,867
		地方債	35,305	35,336	△31	170,953	171,423	△470
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	28,296	28,430	△134	239,038	239,707	△668
	その他		75,709	79,060	△3,351	101,402	108,175	△6,772
		外国債券	12,723	12,734	△10	12,363	12,550	△186
		その他	62,985	66,326	△3,341	89,039	95,625	△6,585
	小計		157,798	164,611	△6,813	600,109	613,290	△13,180
合計			2,902,559	2,231,319	671,239	2,973,807	2,132,533	841,274

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2019年9月30日	2020年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,725	2,761
その他	7,952	10,730
合計	10,678	13,492

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
前中間期において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
当中間期において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

●減損処理を行った有価証券

（2019年度中間期）

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、３百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落又は、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

（2020年度中間期）

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、８百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落又は、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

●金銭の信託関係

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

●その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2019年9月30日	2020年9月30日
評価差額	671,239	841,274
その他有価証券	671,239	841,274
その他の金銭の信託	-	-
（△）繰延税金負債	△203,781	△256,003
その他有価証券評価差額金	467,458	585,270